

岡山県における『第四次薬物乱用防止五か年戦略』推進計画 平成26年度実施計画

◆印は、平成26年度新たに取り組む事業である

《戦略1：啓発関係》

青少年、家庭及び地域社会に対する啓発強化と規範意識向上による薬物乱用未然防止の推進

① 学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実強化

(1) 学校の教育活動全体を通じて、薬物乱用防止に関する指導を行い、児童生徒に薬物乱用防止に係る規範意識を身につけさせるための指導の充実を図る。

- ◇ 「体育」・「保健体育」・「道徳」・「特別活動」における指導、「総合的な学習の時間」の例示として示されている「健康」に関する横断的・総合的な課題についての学習活動等も活用しながら、発達段階に応じて薬物乱用防止に関する指導を行う。
- ◇ 児童生徒の実態を踏まえ、関係機関と連携を図りながら、規範意識の高揚に努める。
- ◇ 児童生徒会活動（保健委員会など）の自主的な活動の中で、薬物乱用防止に向けた意識の高揚を図る。

《県教育庁保健体育課・県教育庁義務教育課生徒指導推進室》

(2) 県内小学校・中学校及び高等学校において薬物乱用防止教室を開催する。

- ◇ 全ての中学校・高等学校において、少なくとも年1回の薬物乱用防止教室を開催するよう指導する。また、小学校においても地域の実情と発達段階に応じた薬物乱用防止教室を開催するよう指導を行う。
- ◇ 専門家を招いての薬物乱用防止教室のほか、薬物乱用に造けいの深い教員を活用した薬物乱用防止教室の開催を引き続き推進するとともに、合法ハーブ等と称して販売される薬物等、多様化する乱用薬物に関する啓発等も含め、効果的な指導の充実について指導を行う。

《県教育庁保健体育課》

- ◇ 小・中・高等学校に警察官等を派遣し、薬物の害悪性や蔓延状況等通常の講話に加え、実例を挙げて、薬物使用の危険性や生命の大切さを教示する薬物乱用防止教室等を推進する。

《県警本部少年課》

- ◇ 県下の中・高生を対象に薬物乱用防止を目的に出前授業を開催する。

《水島・宇野税関支署》

(3) 薬物乱用防止に関する指導に当たる教員の指導力の向上を図る。

- ◇ 薬物乱用防止教育についての内容を含む文部科学省共催の研修会へ、県下の小・中・高等学校の教諭等を派遣する。
- ◇ 県下の教職員を対象に、薬物乱用防止教育研修会を開催し、指導力の向上を図る。

《県教育庁保健体育課》

- ◇ 県学校警察連絡協議会等において、県警察本部等の協力を得て、薬物に関する専門的な知識や薬物乱用防止に関する教材などの情報を提供する。

《県教育庁義務教育課生徒指導推進室》

(4) 児童生徒の悩み・不安・ストレスを解消するために、教育相談等の生徒指導の機能を一層活用する。

- ◇ 担任等による定期的な教育相談だけに終わらず、児童生徒が、いつでも何でも相談できるような校内教育相談システムの充実を図る。
- ◇ 遊びやふれあいを通して、教職員と児童生徒の信頼関係、児童生徒同士の好ましい人間関係づくりに努めるとともに、児童生徒一人一人が自己存在感を実感できる学校生活（心の居場所）となるように努める。
《県教育庁義務教育課生徒指導推進室》

(5) DVD・パンフレットや副読本等の児童生徒用教材及び教師用指導資料の充実を図る。

- ◇ 「わたしの健康(小学生用)」、「かけがえのない自分かけがえのない健康(中学生用)」、「健康な生活を送るために(高校生用)」、「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料(小学校編)(中学校編)(高等学校編)」、DVD「未来があるから!～薬物に“No”という生き方を～(高校生用)」等の紹介、また、岡山県学校薬剤師会と連携し、岡山県学校薬剤師会作成の指導啓発資料等を紹介、活用し、学校での指導をより一層効果的に進める。
《県教育庁保健体育課》
- ◇ 県下高校生から薬物乱用防止に係るポスター図案を募集し、その優秀作品を用いてパンフレット・ポスター等を作成する。
《県保健福祉部医薬安全課、県警本部組織犯罪対策第一課、県教育庁保健体育課》
- ◇ 覚醒剂等薬物乱用防止啓発用DVD、薬物標本セット等啓発資料の貸し出しを促進する。(公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター等が作成する薬物乱用防止副読本等を各学校に配布する。
《県保健福祉部医薬安全課》
- ◇ 薬物乱用防止広報車を運用し、心と命の教室、薬物乱用防止教室等で積極的活用を図る。
- ◇ 薬物乱用防止教室で活用する教材等を作成する。
- ◇ 覚醒剤乱用防止を内容としたDVD・ビデオテープ23種類の貸し出しを促進する。
- ◇ 薬物に関する正しい認識を持たせるとともに、規範意識の醸成を図るためには、早い段階で対策を講じることが不可欠であることから、中学校、高等学校のみならず小学校に対する薬物乱用防止教室の開催を推進し、薬物乱用防止広報車のほか、児童向けのアニメーション等を取り入れた広報啓発ビデオを積極的に活用する。
《県警本部少年課》

(6) 家庭・地域社会が一体となって薬物について学べるよう、その機会の提供や場の整備に努める。

- ◇ 家庭教育においても薬物乱用防止について親に関心をもたせるとともに、乱用防止に向けて取り組むよう啓発する。
《県教育庁生涯学習課》
- ◇ (公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センターが小・中学生の保護者を対象として作成する薬物乱用防止読本を、学校を通じ各家庭に配布する。
- ◇ 薬物乱用防止指導員の資質の向上を図ることを目的とした(公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センターが開催する「中堅指導員養成研修」に岡山県覚醒剂等薬物乱用防止指導員を派遣する。

《県保健福祉部医薬安全課》

- ◇ 麻薬取締官OB及び現役麻薬取締官を学校や教職員等薬物乱用防止指導者層に係る研修会や各種団体等へ派遣し、その専門性を活用して、麻薬・覚醒剤等規制薬物に関する正しい知識の普及及び規範意識の向上に努める。

《中国四国厚生局麻薬取締部》

(7) PTAなど関係団体が積極的な役割を果たすよう協力を要請する。

- ◇ PTAなど社会教育関係団体を対象とした研修会等で薬物乱用防止に関する学習会を実施するなど構成員への意識啓発を行うとともに、青少年の薬物乱用防止についての取組を進めるよう依頼する。

《県教育庁生涯学習課》

- ◇ 学校保健委員会等を活用し、薬物乱用防止に関する保護者への意識啓発に努める。

《県教育庁保健体育課》

(8) 大学等に対し、再度学生への薬物乱用についての啓発及び指導の充実を促す。

- ◇ 大学等に対し、啓発及び指導の充実を促すとともに、啓発用資材の提供・貸出、講師派遣等により、薬物乱用防止に向けた取り組みを支援する。

《県保健福祉部医薬安全課・保健所、県警本部組織犯罪対策第一課》

② 有職・無職少年に対する啓発の推進

(1) 広報媒体等を積極的に活用し、有職・無職少年を含む青少年への薬物乱用防止啓発を推進する。

- ◇ 次の各薬物乱用防止に係る月間、運動中に広報・啓発活動を実施する。
 - 薬物乱用防止に向けた広報啓発活動強化期間〔6月～7月〕（県警本部組織犯罪対策第一課）
〈薬物乱用防止教室の開催、街頭キャンペーンの実施〉
 - 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動
〔6月20日～7月19日〕（県医薬安全課、保健所、中国四国厚生局麻薬取締部）
〈街頭キャンペーン、国連支援募金活動等の実施〉
 - 麻薬・覚醒剤乱用防止運動
〔10月～11月〕（県医薬安全課、保健所、中国四国厚生局麻薬取締部）
〈ポスター・パネル展等の開催等広報活動の推進、取締及び補導の強化〉
 - 青少年健全育成強調月間運動〔7月・11月・3月〕（県県民生活部男女共同参画青少年課）
〈街頭キャンペーン等の実施、街頭補導及び立入調査の強化、功労者の表彰〉
 - 社会を明るくする運動〔7月〕（岡山保護観察所）
〈ミニ集会の開催〉

《上記関係機関》

- ◇ 成人式、新入社員研修等若者が集まる多様な場所において、薬物乱用防止に関する啓発活動を実施するよう努める。
- ◇ インターネット、テレビ、新聞、電光掲示板、広報資料等各種の広報媒体を活用し、青少年に対し薬物乱用防止についての広報活動を実施する。

《岡山県覚醒剤等薬物乱用対策推進本部関係機関》

③ 家庭や地域における薬物根絶意識の醸成

(1) 薬物事犯に巻き込まれるおそれのある少年や薬物を所持している少年を早期に発見し、指導・補導する。

- ◇ 学校教員や少年警察ボランティア等との緊密な連携による街頭補導の強化を図る。
- ◇ 薬物乱用少年に対する継続補導を徹底し、再乱用の防止に努める。

《県警本部少年課》

- ◇ 薬物乱用少年の捜査により供給源を遮断する。

《県警本部組織犯罪対策第一課・少年課》

(2) 薬物乱用防止指導員の活動を活かし、地域での薬物乱用を許さない環境づくりを推進する。

- ◇ 「覚醒剤等薬物乱用防止指導員」が、薬物乱用防止に関する専門分野、経験、資格等に応じ、覚醒剤等薬物に関する正しい知識や乱用の恐ろしさについて、地域において指導等を行うことにより、薬物根絶意識の醸成を図る。
- ◇ 県下400名の覚醒剤等薬物乱用防止指導員に対し、地域における予防啓発及び相談指導活動を充実するために必要な研修会を開催し資質の向上を図る。
- ◇ 県下9地区に設置されている覚醒剤等薬物乱用防止指導員地区協議会において、それぞれ、地域の実情に応じた街頭キャンペーン等を展開するなど薬物乱用防止に関する啓発を推進することにより、地域における薬物乱用の未然防止を図る。

《県保健福祉部医薬安全課》

④ 広報啓発活動の強化

(1) 広報媒体を積極的に活用し、県民の薬物根絶意識の醸成に努める。

- ◇ 次の各薬物乱用防止に係る月間、運動中に重点的に広報活動を実施する。
 - 薬物乱用防止広報強化期間〔6月～7月〕（県警本部組織犯罪対策第一課）
〈薬物乱用防止教室の開催、街頭キャンペーン等の実施〉
 - 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動
〔6月20日～7月19日〕（県医薬安全課、保健所、中国四国厚生局麻薬取締部）
〈街頭キャンペーン、国連支援募金活動等の実施〉
 - 麻薬・覚醒剤乱用防止運動
〔10月～11月〕（県医薬安全課、保健所、中国四国厚生局麻薬取締部）
〈ポスター・パネル展等の開催等広報活動の推進、取締及び補導の強化〉
 - 不正大麻・けし撲滅運動〔4月～7月〕（県医薬安全課、保健所、中国四国厚生局麻薬取締部）
〈けし耕作者への指導、自生けしの発見除去及び広報活動の推進〉
 - 年末特別警戒〔12月中旬〕（各海上保安部、各税関支署）
〈街頭キャンペーンの実施、広報活動の推進〉
 - 薬物及び銃器取締強化期間〔5月・10月〕（各税関支署）
〈街頭キャンペーンの実施、広報活動の推進〉
 - 青少年健全育成強調月間運動〔7月・11月・3月〕（県県民生活部男女共同参画青少年課）
〈街頭キャンペーン等の実施、街頭補導及び立入調査の強化、功労者の表彰〉
 - 社会を明るくする運動〔強調月間：7月〕（岡山保護観察所）
〈ミニ集会の開催〉

《上記関係機関》

- ◇ 県下9地区に設置されている覚醒剂等薬物乱用防止指導員地区協議会において、それぞれ、地域の实情に応じた街頭キャンペーンを展開する。
- ◇ 「覚醒剂等薬物乱用防止指導員」が、薬物乱用防止に関する専門分野、経験、資格等に応じ、覚醒剂等薬物に関する正しい知識や乱用の恐ろしさについて、地域社会で指導等を行うために参考とする指導者用手引書を作成する。
- ◇ 県下400名の覚醒剂等薬物乱用防止指導員に対し、地域における予防啓発及び相談指導活動を展開するために必要な研修会を開催する。

《県保健福祉部医薬安全課》

- ◇ 啓発用パネル、DVD、薬物標本セット等啓発用資材の整備充実を図るとともに、積極的に活用し、効果的な予防啓発活動を展開する。

《県保健福祉部医薬安全課、各保健所》

- ◇ 薬物乱用防止に係る各種キャンペーンの開催時に、啓発用ぬいぐるみ「カスタム君」の積極的活用及び啓発用グッズの配布等を図り、キャンペーン効果を高める。
- ◇ 地域のロータリークラブ、ライオンズクラブ等に対し、職員による講演の実施案内を行い、薬物乱用防止に関する啓発活動を積極的に実施する。

《水島・宇野税関支署》

- ◇ 「覚醒剂等薬物乱用防止指導員研修会」へ積極的に参加し学校教育の取組についての啓発をするとともに連携を強化する。

《県教育庁保健体育課》

- ◇ 私立学校の生徒並びに教職員への資料配布等により知識の普及を図る。

《県総務部総務学事課》

- ◆ 平成26年10月に、麻薬・覚醒剤乱用防止運動岡山大会（中国四国地区大会）を開催する。

《中国四国厚生局麻薬取締部、県保健福祉部医薬安全課》

- ◆ 未決拘禁区在所者中、希望する者には、厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課発行の「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」を貸与し、閲覧できるようにしている。

《岡山刑務所》

- ◆ 面会待合室に、青少年やその保護者向けの薬物問題に関するリーフレット等を整備し、自由に閲覧できるようにする。

《岡山少年鑑別所》

- ◇ 関係機関と合同でチラシ、ティッシュの配布等啓発活動を実施する。

《水島海上保安部》

- ◇ インターネット、テレビ、新聞、電光掲示板、広報資料等各種の広報媒体を活用し、関係機関の役割に応じた広報活動を展開する。

《岡山県覚醒剂等薬物乱用対策推進本部関係機関》

⑤ 関係機関による相談体制の充実

(1) 公的に設置されている関係各相談機関の積極的な活用を図る。

- ◇ 青少年やその家族等が気軽に相談できる公的相談機関の体制や広報活動を強化する。

- 覚醒剤110番（県警本部組織犯罪対策第一課） 086-233-7867

（ 覚醒剂等薬物に関する相談、密売、中毒者などの通報を24時間体制で受け付ける。 ）

- 麻薬・覚醒剤相談専用電話（中国四国厚生局麻薬取締部） 082-228-8974

- 〔 乱用薬物全般について、麻薬・覚醒剤等乱用者及びその家族等からの相談を受ける。 〕
- 覚醒剤等薬物相談窓口（県医薬安全課、各保健所） 086-226-7341他
〔 覚醒剤のほか、麻薬、向精神薬、大麻、シンナー等の薬物依存者やその家族からの相談を受ける。 〕
- 薬物相談窓口（精神保健福祉センター） 086-272-8835（心の電話相談）
〔 薬物依存・中毒者やその家族から治療等の専門的な相談を受ける。 〕
- ヤングテレホン・いじめ110番（岡山県警察少年サポートセンター） 086-231-3741
- ヤングメール（岡山県警察少年サポートセンター） youngmail@pref.okayama.jp
〔 青少年問題に関する各種の相談を受けたり街頭補導活動を行うことにより、少年非行防止及び少年健全育成活動を推進する。 〕
- 児童相談窓口（県保健福祉部子ども未来課、各児童相談所） 086-235-4152他
〔 青少年の悩み、非行など各種の問題について、家庭その他からの相談を受ける。 〕
- 岡山県青少年総合相談センター
（県県民生活部男女共同参画青少年課、県教育庁義務教育課・生涯学習課、警察本部少年課） 086-224-7110
〔 青少年に関する非行など各種の問題について、青少年やその保護者などからの相談を受け付ける。 〕

《上記関係機関》

- ◇ 岡山県青少年総合相談センターにおいて、悩みを抱える青少年やその保護者からの相談に対して迅速かつ的確に対応する。

[相談窓口]

総合相談窓口、教育相談、進路相談、子どもほっとライン、すこやか育児テレホン、ヤングテレホン・いじめ110番

《県県民生活部男女共同参画青少年課》

- ◇ 相談事例研究や情報交換を目的とする連絡会議の開催等を通じて相談機関相互の一層の連携強化を図る。
- ◇ 青少年向けの雑誌やポスター等の媒体により相談窓口を周知し、その利用を呼びかける。

《関係機関》

- ◇ 少年鑑別所においては、臨床心理学の専門家が「一般少年鑑別」の一環として薬物問題の相談に応じる。

《岡山少年鑑別所》

⑥ 合法ハーブ等と称して販売される薬物等、多様化する乱用薬物に関する啓発等の強化

- ◆ 県内の常設店舗及びインターネット等での販売状況等の情報収集に努めると共に、常設店舗については、適宜調査を行う。

《県警本部組織犯罪対策第一課》

- ◇ 薬物乱用防止教室等を通じて、大麻、違法ドラッグ等の乱用の有害性、危険性に関し情報提供を積極的に行うとともに、ホームページ、啓発パンフレット等により広く一般に周知・啓発する。

《県保健福祉部医薬安全課・保健所》

- ◆ テレビ・ラジオ等あらゆる媒体を用いて、薬物乱用防止広報に併せて脱法ドラッグに関する啓発活動も行う。

《岡山県覚醒剤等薬物乱用対策推進本部関係機関》

《戦略2：取締関係》

- ・ 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化
- ・ 水際対策の徹底による薬物の国内流入の阻止
- ・ 薬物密輸阻止に向けた国際的な連携・協力の推進

① 組織犯罪対策の推進

(1) 薬物犯罪を根絶させるため、薬物の押収や薬物犯罪組織の末端構成員及び組織の中核に位置する者を徹底検挙する。

- ◇ 業として行う薬物密売等を重く罰する麻薬特例法第5条等に該当する事犯の摘発に努める。

《県警本部組織犯罪対策第一課、中国四国厚生局麻薬取締部》

- ◇ コントロールド・デリバリー等の捜査手法を有効に活用して組織全体の解明と壊滅に全力を注ぐ。

《県警本部組織犯罪対策第一課、中国四国厚生局麻薬取締部、水島・宇野税関支署》

- ◇ 薬物捜査を効果的に推進するため、新たな捜査手法を駆使し、中核幹部を含む関係者多数を検挙して、組織の壊滅に努める。

《県警本部組織犯罪対策第一課、中国四国厚生局麻薬取締部》

② 犯罪収益対策の推進

(1) 外国人犯罪組織に対する捜査手法を確立する。

- ◇ 証拠収集等におけるきめ細かい捜査を展開し、イラン人等外国人密売組織の実態の解明を行う。

《県警本部組織犯罪対策第一課、中国四国厚生局麻薬取締部》

- ◇ 暴力団とイラン人等外国密売組織との連携動向についての情報収集と関連事件の検挙を推進する。

《県警本部組織犯罪対策第一課、中国四国厚生局麻薬取締部》

- ◇ 民間通訳人の確保などにより積極的な捜査の推進を支える通訳体制を強化する。

《県警本部組織犯罪対策第一課、中国四国厚生局麻薬取締部、水島・玉野海上保安部》

- ◇ 海外の捜査機関等との情報交換や捜査協力のための体制を強化し、外国人犯罪組織の動向を把握しつつ密輸等の動きに迅速に対応していく。

《水島・宇野税関支署、水島・玉野海上保安部、中国四国厚生局麻薬取締部》

(2) 不法収益を的確にはく奪することにより、組織の資金源を断つ。

- ◇ 麻薬特例法を積極的に活用し不法収益を徹底的に剥奪する。

《県警本部組織犯罪対策第一課、中国四国厚生局麻薬取締部》

- ◇ 追跡捜査と分析体制を強化することにより、金融機関が取り扱った資金から不法収益を発見し、剥奪する。

《県警本部組織犯罪対策第一課、中国四国厚生局麻薬取締部》

(3) 不法入国・不法滞在の外国人に対する取締りを強化し、薬物密売組織の拡大を未然に防止する。

- ◇ 不法就労外国人対策キャンペーン等の広報活動を充実させるとともに、関係機関との連携を強化し、薬物所持者等の入国防止に努める。
- ◇ 上陸審査体制の充実を図り、偽変造旅券を所持する外国人・不法就労等不正な入国目的を有する外国人の発見に努め、それらの者の入国を阻止する。
- ◇ 国民の生命と安全を向上させるため、上陸審査時における外国人の個人識別情報（指紋・顔写真）の提供を求めることにより、引き続きテロリスト等の入国を未然に防止するよう努める。
- ◇ 法務省関係機関や警察との連絡を密にして、薬物関係法違反者の引渡しを積極的に受け、迅速な退去強制に努める。
- ◇ 平成24年7月9日から始まった改正入管法に基づき、在留カードを所持しない不法滞在外国人の摘発を強化し、偽装滞在外国人の在留資格取消を積極的に進めるための情報収集等に努める。
《入国管理局岡山出張所》
- ◇ 不法入国に対する監視体制を強化する。
《水島・玉野海上保安部》

③ 巧妙化する密売方法への対応

(1) 新しい情報通信手段の性質に応じた対策を講じる。

- ◇ 携帯電話、インターネット等を利用した薬物密売情報の早期発見・監視に努めるとともに、その情報を集約し、効率的な捜査を行うほか、本省を通じて、薬物違法サイトの削除を徹底する。
《中国四国厚生局麻薬取締部》
- ◇ 携帯電話、インターネット等を利用した密売や不正情報の流通について、ネットワーク上の悪質な情報の早期発見・監視に努めるとともに最新のコンピュータ技術を備えた捜査体制を整備する。
- ◇ コンピュータ・ネットワーク等を利用した薬物犯罪を徹底解明し、これを的確に処罰することを可能とするため、最新のコンピュータ技術を備えた捜査体制を整備する。
《県警本部組織犯罪対策第一課、中国四国厚生局麻薬取締部》
- ◇ インターネットを利用したハイテク犯罪の情報提供を求めるホームページ「サイバーパトロール情報ボックス」を周知徹底し、幅広い通報体制を確立する。
《県警本部組織犯罪対策第一課・少年課》
- ◇ インターネットホットラインセンターからの通報に基づく薬物違法サイトの捜査を推進する。
《県警本部組織犯罪対策第一課》

④ 末端乱用者に対する取締りの徹底

(1) 「薬物乱用は悪である」という規範意識を県民の共通のものとして、薬物の乱用を犯罪として厳しく取り締まる。

- ◇ 末端乱用者に対する取締りを強化し、薬物乱用根絶の規範意識の醸成に努めるとともに、不正薬物に対する需要を削減する。
- ◇ 家族等からの相談に対しては、優先して対応する。
《中国四国厚生局麻薬取締部》
- ◇ 薬物乱用を拒絶する規範意識の低下傾向が見られることに鑑み、末端乱用者に対する取締りを強化する。
《県警本部組織犯罪対策第一課、中国四国厚生局麻薬取締部、水島・玉野海上保安部》

⑤ 正規流通への監督の徹底

(1) 盗難等不正流通が見られる向精神薬等について、適正な管理の徹底を図る。

- ◇ 医療機関等麻薬取扱者等に対する立入検査を行い、麻薬等の不正流通防止に努めるとともに、麻薬の適正な流通を確保する。また、法令違反があった場合には厳正に対処する。
- ◇ 医療機関、薬局、卸売業等の取扱者に対して、盗難防止体制の強化を指導するとともに、管理マニュアル等の普及を図り、不正流通等の防止に努める。
- ◇ 医療用麻薬についても、在宅医療の進展等に配慮しつつ、取扱マニュアルを周知して、適正な管理の励行を図る。
- ◇ 盗難等発生時における速やかな届出について、関係者に対する指導を徹底するとともに、従事者に対する関係法令の周知の徹底等薬物乱用防止教育の充実を指導する。

《中国四国厚生局麻薬取締部、県保健福祉部医薬安全課・保健所》

- ◇ 医療用麻薬・向精神薬にかかる事犯が近年多発していることから、悪質な事犯に対する取締りを強化し、その根絶を図る。

《中国四国厚生局麻薬取締部、県保健福祉部医薬安全課》

⑥ 関係機関の連携強化

(1) 薬物犯罪組織の壊滅を図るため、関係機関が緊密な情報交換を行い連携した取締りを推進する。

- ◇ 薬物犯罪がますます広域化、複雑化している現状に鑑み、関係機関との情報交換及び合同・共同捜査を実施するなど強力な捜査体制を構築する。
《中国四国厚生局麻薬取締部》
- ◇ 関係機関との連携強化を図るために情報交換会の開催、CD訓練等合同訓練を実施する。
《各関係取締機関》
- ◇ 密輸出入取締対策岡山地区協議会を開催し、関係機関との協力体制を一層充実させる。

《水島・宇野税関支署》

⑦ 合法ハーブ等と称して販売される薬物等、多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化

(1) 合法ハーブ等と称して販売される薬物等の乱用の拡がりに対し、社会全体の警戒感を高め、多様化する薬物への対応を強化する。

- ◇ 脱法ドラッグ・非合法ドラッグ等を販売する業者への情報収集を強化し、薬事法、麻薬及び向精神薬取締法等各種法令を適用し、取締りを強化する。

脱法ドラッグ・非合法ドラッグの害悪に関する効果的な広報・啓発活動を行う。

《県警本部組織犯罪対策第一課》

- ◇ 合法ハーブ等と称して販売される薬物の蔓延によって、薬物乱用者の裾野拡大が懸念されることから、薬物需要をより一層削減するため、薬物乱用者の取締りを強化する。
- ◇ 販売店舗に対する取締りや指導監督を徹底するため、県警等関係機関の連携を強化し、販売店舗の実態把握を努める。

- ◆ 麻薬取締官らに薬事法の指定薬物に関する取締権限等が付与されるとともに、本年4月の薬事法改正を受け、指定薬物に対する取締りや立入検査を徹底する。

《中国四国厚生局麻薬取締部、県保健福祉部医薬安全課》

- ◇ 違法ドラッグの買上検査を行い、違法ドラッグの市場流通を排除する。

《県保健福祉部医薬安全課》

- ◇ 不正大麻・けし栽培の取締りを強化するとともに、自生けし等の早期発見・除去に努める。

《県保健福祉部医薬安全課・保健所》

⑧ 密輸等に関する情報収集の強化

(1) 民間からの情報収集を強化する。

- ◇ M I C S（沿岸域情報提供システム）を活用し、フリーダイヤル等を通じて、広く県民から密輸情報の提供が得られる体制を整備する。

《水島・玉野海上保安部》

- ◆ 広く一般から密輸情報が得られるよう、税関密輸ダイヤル「フリーダイヤル0120-461-961」のPRを強化する。

《水島・宇野税関支署》

- ◇ 国際貨物運送等に携わる荷役業者、船舶代理店、保税蔵置場の倉主等から不審貨物・不審船舶・挙動不審人物・不審車両等に係る情報を関係取締機関等に通報してもらう体制を整備する。

《水島・宇野税関支署、水島・玉野海上保安部、県警本部組織犯罪対策第一課》

- ◇ 漁協等から不審船舶・不審人物等に係る情報を関係取締機関等に通報してもらう体制を整備する。

《水島・宇野税関支署、水島・玉野海上保安部、県警本部組織犯罪対策第一課》

- ◇ 港湾に所在する企業等の保安担当者を対象に連絡会を開催する。

《水島・宇野税関支署》

(2) 国際的な情報収集を強化する。

- ◆ 外国税関当局等との情報交換の一元的な窓口である国際情報センター室等において、密輸動向などの情報交換等を行い、引き続き取締協力の強化を図る。

《水島・宇野税関支署》

(3) シグニチャー・アナリシスのネットワークを構築する。

- ◇ 押収した薬物については、当該品に係る製造地等の密輸ルートを解明し、そのデータの共有を通して密輸対策上の参考に資する。

《水島・宇野税関支署》

(4) 原料物質の輸出入対策を充実する。

- ◇ 薬物密造に関する国際動向の把握に努める。

⑨ 密輸取締体制の強化・充実

(1) 取締体制を整備する。

◇ 地方港、地方空港等の密輸リスクに対応し、関係機関が相互に協力し、水際取締体制を強化する。

《水島・宇野税関支署、水島・玉野海上保安部、県警本部組織犯罪対策第一課》

◇ 洋上で薬物の受渡しが行われる可能性の高い海域、離島及び地方港周辺等に係る陸・海両面からの監視体制を強化するとともに取締機関間の共同取締りを積極的に実施する。

《水島・宇野税関支署、水島・玉野海上保安部、県警本部組織犯罪対策第一課、中国四国厚生局麻薬取締部》

(2) 取締機器等を増強する。

◇ 航空機旅客の携帯品検査及び商業貨物検査等において、麻薬探知犬やX線検査装置等の検査機器の活用を図る。

《水島・宇野税関支署》

◇ 海港取締りに効果的な監視カメラ、ナイトスコープ等の資機材等について、所要の増強・配備を図る。

《水島・玉野海上保安部》

(3) コントロールド・デリバリーを積極的に活用する。

◇ 国際郵便、商業貨物等に係る事犯について、迅速・適切に対応するため、関係機関の相互に連携の上、コントロールド・デリバリーの積極的な活用により、薬物密輸・密売ルートを解明し、その根絶を図る。

《水島・宇野税関支署、水島・玉野海上保安部、県警本部組織犯罪対策第一課、中国四国厚生局麻薬取締部》

⑩ 多様化する密輸ルートの解明と海空路による密輸への対応の充実強化

(1) 関係機関の連携により、密輸入に対する水際対策を強力に推進する。

◇ 水島・宇野税関支署、水島・玉野海上保安部、県警本部等が連携を強化し、水際対策を推進する。

《水島・宇野税関支署、水島・玉野海上保安部、県警本部組織犯罪対策第一課、中国四国厚生局麻薬取締部》

◇ 取締関係機関との連携強化を図り、共同取締りを積極的に実施するとともに監視艇等を活用し、航路上における取締りについても強化を図る。

《水島・宇野税関支署》

⑪ 国際会議等、国際枠組みへの積極的な参画

◇ 外国税関当局等との情報交換の一元的な窓口である国際情報センター室等において、密輸動向などの情報交換等を行い、引き続き取締協力の強化を図る。

《水島・宇野税関支署》

◇ 「新国連薬物乱用根絶宣言」（2009年～2019年）支援事業の一環として、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

実施期間中（6月20日～7月19日）に、（公財）麻薬・覚せい剤乱用防止センターが実施する国連支援募金活動に協力し、開発途上国等で薬物乱用防止活動に従事している民間団体（NGO）の活動資金として国連を通じて支援する。

《県保健福祉部医薬安全課、各保健所》

⑫ **我が国への主要な仕出国・地域等との連携・協力の推進**

① 国内における薬物依存・中毒者の医療体制の充実

(1) 相談窓口の周知及び相談体制の充実

- ◇ 薬物事犯初犯者等への配付冊子「相談してみませんか」を各警察署に配付し、対象者への配付を行い、再乱用防止のため、薬物依存からの脱却・支援活動を充実させる

《県警察本部組織犯罪対策第一課》

- ◇ 戦略1：啓発関係 ⑤「関係機関による相談体制の充実」で実施する内容について、各相談機関において、ホームページへの掲載、パンフレット・リーフレット等の配布により相談体制の周知を図る。

《岡山県覚醒剤等薬物乱用対策推進本部関係機関》

(2) 覚醒剤等の薬物中毒者に対する治療を充実させるため、医療提供体制を整備する。

- ◇ 急性中毒者や中毒性精神病患者を専門的に治療するための病床の確保のため、岡山県精神科医療センターの「依存症入院棟」を十分に利用し、今後、ソフト面の「薬物依存症回復プログラム」の一層の充実を図る。

《県保健福祉部健康推進課、岡山県精神科医療センター》

- ◇ 週1回の外来薬物依存症回復プログラム（STEM）を実施する。

《岡山県精神科医療センター》

(3) 薬物依存、中毒性精神病の研究推進と情報提供を推進する。

- ◇ 保護観察の付かない執行猶予を受けた初犯者やその家族に重点をおいて、認知行動療法をモデルとしたワークブックによる独自学習と面談等による生活改善指導を行い、薬物依存からの離脱、社会復帰を支援する。

《中国四国厚生局麻薬取締部》

- ◇ 薬物依存から離脱できるよう、各関係機関や専門家が協力して、迅速かつ効果的に対応するための調査・研究を行う。

《県保健福祉部健康推進課、岡山県精神科医療センター》

- ◇ 薬物依存の青少年に対する社会的な影響を考慮して、青少年に対する薬物依存防止のための方法について調査研究を行う。

《県保健福祉部健康推進課、岡山県精神科医療センター》

② 薬物乱用者の社会復帰の支援の充実強化

(1) 矯正施設等における対応を充実する。

- ◇ 施設の特性に適した処遇技法の研究を行い、指導者の育成を図る。
- ◇ 被収容者に対する薬物乱用防止教育を行うにあたり、依存性薬物の健康面からの有害性と同時に、反社会性及び二次犯罪に結びつく可能性の高さについて理解させ、薬物乱用時の生活を真摯に反省させることによって、薬物使用断絶の強い意志を固めさせる。
- ◇ 指導者や民間協力者による面接指導体制を充実させる。

《岡山少年院》

- ◇ 鑑別の過程の中で、薬物乱用に至った自身の問題について、考えることができるようにする。
- ◇ 被収容少年に対して薬物乱用問題の啓発ビデオを視聴させるとともに、感想文を書かせ、認識を深めさせる。

《岡山少年鑑別所》

- ◇ 受刑者に対する特別改善指導（薬物依存離脱指導）では、昨年度に引き続き認知行動療法の考え方に基づいて法務省において企画・作成された教材「リカバリーポイント」を使用し、①薬物依存は病気であること。②現在の医療技術をもってしては治癒・回復は望めないこと。③薬物依存から離脱するためには、強い意志を持つのではなく、引き金への遭遇を未然に防止する賢さが求められること。④出所後の就労は、薬物依存離脱には支障になること。等を理解させ、自己の身体の状況及び出所後の生活に対する危機感を持たせることに重点を置く。
- ◇ 受刑者に対する特別改善指導（薬物依存離脱指導）では、昨年度には引き続き岡山・鳥取ダルクに積極的に働きかけ、協力が得られるように配慮する。
- ◇ 昨年度から稼働を始めた処遇カウンセラーによるカウンセリングをさらに充実強化し、指導効果の検証にも役立てるようにする。

《岡山刑務所》

(2) 保護観察所における対応を充実する。

- ◇ 薬物乱用防止指導を一層強化し、個々の状況に応じ、就労指導、家族援助等を行うことにより、再乱用の防止と生活態度の安定化を図る。
- ◇ 覚醒剤事犯により保護観察中の者（仮釈放者、保護観察付執行猶予者を中心に）に対し、本人の同意を得て簡易薬物検出検査を実施し、断薬意志の助長と再犯の防止を図る。
- ◇ 覚醒剤事犯によって服役し6月以上の仮釈放期間をもって仮釈放となった者及び規制薬物の違法な反復をする犯罪的傾向の強い保護観察付執行猶予者に対し、覚醒剤事犯者処遇プログラムを実施し、簡易薬物検出検査と再び覚醒剤の違法な使用をしないようにするための具体的な方法を習得させることを主な内容とする教育を実施し、再犯防止を図る。
- ◇ 関係機関等に参加を求め、薬物依存からの回復のための地域支援連絡協議会を開催し、地域の関係機関等との連携強化を図る。
- ◇ 医療機関との連携モデル事業として、薬物依存のある保護観察対象者に必要な医療が受けられるよう調整を行う他、ケア会議を開催する。

- ◇ ダルクと連携し、ダルクのグループミーティングに参加が適当な者の参加について調整する他、ケア会議を開催する。

《岡山保護観察所》

(3) 地域における相談業務を充実する。

- ◇ 公的機関における相談窓口の利用を促進するために連絡先等の周知を図る。

《関係機関》

- ◇ 薬物乱用・依存に関する相談・指導業務のネットワークの整備を図り、関係機関相互の連携を確保する。

《県保健福祉部健康推進課、精神保健福祉センター》

- ◇ 相談業務に従事する職員に対する研修を充実する。

《県保健福祉部健康推進課・医薬安全課》

- ◇ 保護司の薬物乱用防止に向けた活動を支援し、人的資源の活用を図る。

《岡山保護観察所》

- ◇ 平成18年から刑務所等矯正施設の出所者等に対する就労支援事業を行っており、引き続き公共職業安定所（ハローワーク）における就労支援体制の充実に努める。

- ◇ 保護観察所や矯正施設と公共職業安定所（ハローワーク）の連携を強化し、出所者等に対する就労支援の更なる推進を図る。

《岡山労働局》

(4) 依存からの離脱のための組織の活動を支援する。

- ◇ 薬物依存・中毒者が依存からの離脱と社会復帰を目指して行う自発的な組織の活動に対して、社会全体としてこれを積極的に支援していく。

《岡山保護観察所、県保健福祉部健康推進課・医薬安全課、岡山県精神科医療センター、精神保健福祉センター》

- ◇ 現在岡山で活動中の薬物依存者本人の自助グループへの支援を行う。

- ◇ 民間の薬物依存症の当事者が運営するリハビリテーション施設の援助、協力を行う。

《岡山県精神科医療センター、精神保健福祉センター》

- ◇ 引き続き月4回の岡山ダルク及び鳥取ダルクメンバーによるメッセージミーティングを実施し、岡山に薬物依存症回復者文化を浸透させていく。

《岡山県精神科医療センター》

- ◇ 視聴覚教材やパンフレットを効果的に活用し、指導の充実を図る。

《岡山少年院》

- ◇ 全国の精神保健福祉センター、家族会、民間の薬物依存症者の回復支援施設、自助グループ、相談電話等記載された冊子「相談してみませんか」を検挙被疑者及び希望家族に配付し、相談組織の連絡先を周知させる。

《県警察本部組織犯罪対策第一課》

- ◇ 覚醒剤事犯により受刑中の者の社会復帰を促進するため、引受人会を実施し、家族などに断薬と更生への協力を求めていく。

《岡山保護観察所》

③ 薬物乱用者の家族への相談体制・支援等の充実

- ◇ 月1回の薬物依存症を抱える家族に対する教育及び自助グループミーティングを引き続き実施していく。また、このグループ参加者を岡山薬物依存症家族会（ピアの会）などの家族教室へとつないでいく。
- ◇ 随時、薬物依存症を抱える家族に対して専門相談システムを継続し、対応策について相談を受けていく。

《岡山県精神科医療センター》

- ◇ 全国の相談組織の連絡先等記載された再乱用防止のための冊子「相談してみませんか」を警察署に配付し、検挙した乱用者の希望家族に配付し、家族の支援に向けた活動を強化する。

《県警察本部組織犯罪対策第一課》

- ◇ 面会人待合室に、厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課発行の「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」を設置し、自由に持ち帰ることができるようにする。

《岡山刑務所》

- ◇ 薬物依存症を抱える家族や友人による自助グループ（ナラノン）への支援（会場提供）を行う。

《精神保健福祉センター》

- ◇ 「一般少年鑑別」の一環として、薬物依存等のある少年をもつ家族からの相談に応じる。

《岡山少年鑑別所》

④ 青少年の再乱用防止対策の充実強化

(1) 薬物乱用者を対象とした「問題性別指導」を充実強化する。

- ◇ 処遇技法の研究及び指導者の育成、効果的な教材の開発、相談体制の充実を図る。
- ◇ 本年度も、「矯正教育プログラム（薬物非行）」に当該少年を参加させる。これは、西日本の少年院の中から、とりわけ薬物に対する依存等がある者を、四国にある指導重点施設に移送し、約3か月に渡ってプログラムを集中的に受講させるものである。薬物使用の害悪に対する理解や、薬物断絶への決意をより効果的に高めさせることを目的としている。

《岡山少年院》

- ◇ 薬物乱用に至った経緯やその問題点について、本人自身が気付けるよう鑑別のプロセスを充実させる。

《岡山少年鑑別所》

(2) 薬物事犯で保護観察に付された少年等に対し、薬物に対する正しい知識をかん養する。

- ◇ 薬害教育を充実させ、生活状況や家族関係の調整をするとともに、再乱用を防止するための個別指導の強化を図る。
- ◇ 覚醒剤事犯で矯正施設入所中の対象者の引受人に対し、保護観察所で実施する覚醒剤事犯者処遇プログラム及び簡易薬物検出検査について説明し、仮釈放となった対象者の再使用の防止への理解と協力を求める。
- ◇ 医療機関や薬物依存者のための自助グループなど民間組織を含めた関係機関等との連携を深め、薬物乱用防止の指導の充実を図る。

《岡山保護観察所》

(3) シンナー等の薬物から覚醒剤乱用への移行を防止する。

- ◇ シンナー等関係業者に対する指導を強化するとともに、シンナー等の知情販売等悪質業者に対する取締りを徹底する。

《県警本部少年課、県民生活部男女共同参画青少年課、県保健福祉部医薬安全課、各保健所》

⑤ 民間団体等との連携強化

- ◇ 対象者に対し、月1回、精神科医によるカウンセリングを実施、投薬治療についても協力を仰ぐ。
 出院者については、希望者に対して、治療機関への紹介状の交付、自助グループの資料等の交付を行う。
- ◇ 対象者へのカウンセリングの実施について、今後も継続して協力を仰ぐとともに、全少年を対象とした啓発講話等についても検討していく。

《岡山少年院》

- ◇ 「一般少年鑑別」の一環として、薬物依存等のある少年に関する相談を受け付け、必要に応じて、その対応のために関係機関と連携を図る。

《岡山少年鑑別所》

- ◇ 鳥取ダルク及び岡山ダルク等近隣ダルクとの間での情報交換を密にして、善隣関係の維持・発展を図る。
- ◇ 在所中薬物依存離脱指導を受講した者については、仮釈放審査の過程において、受講中作成した「リカバリーポイント計画書」等の資料を観察官や委員が閲覧できるようにするほか、出所時には、出所後保護観察を行うこととなる保護観察所に関係書類とともに引継ぎ、社会内処遇への円滑な移行を図る。

《岡山刑務所》

⑥ 薬物乱用の実態、薬物依存症の治療法等に関する研究の推進

- ◇ 国立精神・神経センター等が実施する薬物乱用・依存に関する意識・実態調査等の推進に協力する。

《県保健福祉部医薬安全課》